

# 告 示

## 埼玉県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十八年一月十四日認可した。

平成二十八年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

小林土地改良区

二 事務所所在地

久喜市